

**議案第 92 号 三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条
例の一部を改正する条例の制定について**

1 改正趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく地方公共団体情報システム標準化に伴い住登外者宛名番号管理機能によって行われる住登外者に宛名番号等を付番し、及び管理する事務について、国より個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があると示されたため、所要の規定の整備を行うもの。

2 関係法令

- (1) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）

3 改正内容

- (1) 住登外者宛名番号管理機能による「住登外者の情報の管理に関する事務」を条例別表第 1 に追加する。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく地域生活支援事業に関する事務等を行うために運用する障害福祉システムについて、上記（1）の住登外者宛名番号管理機能によって住登外者に係る宛名番号等を付番し、及び管理することになるため条例別表第 2 の該当箇所に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報」を追加する。

4 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日